

【様式第5号】

諏訪市こども計画(第三期諏訪市子ども・子育て支援事業計画)(案)パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
1	34	①No.1	内容文中の「よりあい塾」は漢字使いの「寄り合い塾」としたい。読みにくいので。	出前講座の名称がひらがな表記の「よりあい塾」です。平成12年7月に「よりあい塾」を開始した当初から親しまれている名称であるため、変更の予定はありません。	C
2	34	①No.3	「ヤング検診」の“ヤング”は死語に近い。若者支援とあるので例えば「若者検診」としたらどうか。	意見を踏まえて今後検討してまいります。	B
3	34	①No.3	内容文中に「健康診査」とあるが「健康診断」との違いは？	健康診査と健康診断は意味としては同じである。市が実施するにあたり根拠としての法令は全て「健康診査」という言葉で定められており、市民向けの書類等に「健康診査」を使用しています。	C
4	35	③No.2	内容文中の「社内の仕事と子育て・取り組む事業者に対して」の“社内の仕事”とあえて社内と記載している意味は？単に「仕事」で良いのではないか	「社内の仕事」と「仕事」は同義であるため、「仕事」とします。	A
5	1、5	計画名 計画の対象図	計画の対象は、子ども・若者となっておりますが、18歳から39歳の若者を「こども」とくくるのは、ふさわしくありません。また、それに伴い、計画の名称を「こども計画」としているのだとすれば、こども家庭庁の出している表記に合わせるのではなく、諏訪市として市民に説明し、理解していただける表記にはできないのでしょうか。例えば、「子ども・若者計画」などにするのはどうでしょうか。	本計画は、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条に基づく「こども計画」に位置付け、策定したものでありますので、計画名称を「諏訪市こども計画」としていましたが、市民の方により分かり易い表記に修正します。	A
6	1、5	計画名 計画の対象図	こども計画の対象は、妊娠期(出生前)を含めた0歳からおおむね18歳未満の子どもとその家庭及び18歳からおおむね39歳までの若者を対象にしていますが、計画の名称を「諏訪市“こども”計画」としているところに違和感を感じます。現行法上、大人は18歳からとされており、当該計画が対象とする方々に18歳から39歳が含まれるのであれば、その方々を“こども”とくくって称することは、人権的に問題があるように思います。	本計画は、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条に基づく「こども計画」に位置付け、策定したものでありますので、計画名称を「諏訪市こども計画」としていましたが、市民の方により分かり易い表記に修正します。	A
7	19	②No.2	幼保小連絡会の内容について、幼保小連携の目的は、単に小学校への適応ではなく、学びの連続性(0～18歳までの学びは連続している)を鑑みているという視点を明記したかどうか。	学びの連続性を踏まえた取組であるということをより明確にした記載に修正します。	A

対応区分	対応内容
A	計画案を修正・追加する。
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。
C	検討の結果、計画案には反映しない。